**学校いじめ防止基本方針**

青森県立黒石養護学校

**はじめに**

　「いじめは、どこの地域でも、どこの学校でも、どこの学級でも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校児童生徒が、安全で楽しく豊かな学校生活を送ることができ、いじめのない安心して通うことのできる学校を作るために「青森県立黒石養護学校いじめ防止基本方針」を策定した。

**１　いじめの定義**

いじめ防止対策推進法第２条では、いじめを「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

また、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、「いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。」としている。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省：最終改定平成29年3月14日）により示された、「けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため， 背景にある事情の調査を行い，児童生徒の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。」を受け、学校では、「いじめ」を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って対応にあたる。

さらに、「当該児童 生徒がそのことを知らずにいるような場合など，行為の対象となる児童生徒本人 が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても，加害行為を行った児童 生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応」（「いじめの防止等のための基本的な方針」）を行うものとする。

**２　いじめ防止の基本的な考え方**

・「いじめ」は、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるという意識を常にもち、学校及び保護者、地域、関係機関、及び警察等の関係者とともに、「いじめ」発生の未然防止に努める。

・児童生徒の変化を見逃さず、早期発見、早期対処に努める。

・「いじめ」は人権侵害であるという認識を児童生徒、教職員及び関係者がともに深め、いじめが起こらない環境整備を行う。

・「いじめ」が確認された場合は、被害を受けた児童生徒のケアを最優先に行い、正確な情報を共有するとともに、いじめ行為の継続を断ち切る手段を直ちに講じる。

・いじめの態様には、悪口、陰口、落書き、無視、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、仲間外れ、嫌がらせ、暴力、ＳＮＳ等インターネットを通じて行われた誹謗・中傷の書き込みなどが考えられる。

**３　いじめ防止等の対策のための組織**

（１）　いじめ防止等の対策を実効的に行うため、校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。【別紙1：いじめ防止対策委員会運営規程】

委員は、校長、教頭、事務長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、各学部主任及びいじめ防止専門員とする。定例会議を原則として年２回開催する。

（２）　いじめ等の問題発生が確認された場合には、校長は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集する。委員会には、当該児童生徒の担任及び保護者を加えるとともに、必要に応じて警察、地域自治会、児童相談所等関係機関、関係校等の担当者にも出席を依頼し、対応を協議する。

**４　いじめの防止のための取り組み**

（１）　学校全体が、いじめを「許さない」、「見過ごさない」、「見かけたときはやめさせる」という毅然とした態度で取り組む。

（２）　いじめは犯罪行為であり、絶対に許されないということを児童生徒の実態に応じて伝えるとともに、基本的生活習慣、規範意識、人間関係形成能力、社会的自立に向けた意識や態度を育成していくために、教育活動全体を通して取り組む。

（３）　児童生徒一人一人が活躍できる教育活動を推進することにより、互いを認め合い、助け合う心を育くむ。

（４）　学校内外において、他人と関わるときのルールやマナーを身に付け、いじめや暴力被害に遭わない生活を送ることができるよう、学級活動等で具体的に指導する。

**５　いじめの早期発見のための取り組み**

（１）早期発見

ア　幼児児童生徒のサインを見逃さないよう、定期にチェックリストを活用し、早期の発見に取り組む。

イ　保護者に対して、家庭でのチェックリスト実施を依頼し、早期の発見に取り組む。

　　　　【別紙２：いじめチェックリスト】

　（２）未然防止

　　　ア　日常の学校教育活動全体をとおし、幼児児童生徒の情操の涵養を図る。

　　　　【別紙３：学校いじめ防止プログラム】

　　　イ　児童生徒に対して、学部集会などの特別活動や道徳教育でいじめに関する内容を取り上げる。

　　　ウ　児童生徒に対して、アンケート調査を定期的（７月・１２月）に実施する。

（３）いじめ防止対策における取組の評価について

　　ア　年度初めに取組について保護者へ説明し、学校評価内でも評価項目に位置付け、児童生徒、保護者及び教職員が取組の評価を行う。

イ　評価に基づき、いじめ防止対策の改善と適切な取組を推進し、校内研修等により教員の資質向上に努める。

**６　いじめの解決に向けた取り組み【別紙４：いじめ解消対応の流れ】**

（１）　いじめ等の可能性が高いと判断される場合は、まず被害に遭っている児童生徒（いじめを知らせた児童生徒がいる場合は、その児童生徒を含む）の保護を最優先に行う。被害者の保護者に対して、状況説明と初期の対応について連絡し、連携して取り組むことへの協力を依頼する。

（２）　被害者に対して学習場所や対応する教職員を考慮し、登下校、始業前、休み時間、放課後等も、常に目の届く対応をする。何よりも、被害者が守られているという安心感がもてる環境を作る。

（３）　関係すると思われる児童生徒（目撃の可能性がある児童生徒等を含む）及び保護者等への聞き取りやアンケート調査等を速やかに行い、正確な情報収集に努める。

（４）　精査した情報を教職員全体で共通理解したうえで、一貫した対応を行う。また、個人情報を多く含むことを踏まえ、不必要な情報漏洩がおこらないように努める。

（５）　加害者が他校の児童生徒等の場合は、関係する学校、関係機関、地域関係者等と連携し、早期の対応と被害の拡大防止に努める。

（６）　加害者に対しては、指導のねらいを明確にした上で教職員が共通理解を図り、指導を行う。教職員は役割を分担し、一貫した指導が効果的に行われる体制を整える。

（７）　被害者の保護者に対して、明確になった内容や、被害者への支援、加害者への対応等について説明する。また、加害者の保護者に対しては、客観的な事実を伝え、加害者への対応を説明するとともに、被害者及びその保護者への謝罪を含めた対応を依頼する。

（８）　いじめの解消について

いじめを受けた本人及びその保護者に対し、面談等により以下の２点について確認されたことをもって、解消されたと定義する。

ア　心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が３ヶ月以上継続していること。

イ　いじめを受けた本人が心身の苦痛を感じていないと認められること。

**７　重大事態への対応について（重大事態発生時）**

1. 重大事態について

重大事態とは、いじめを受けたことによって、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「児童生徒及び保護者が、いじめに起因する重大事態に至ったと申し立てがあったとき」で、いじめを受けた児童生徒の状況により校長が判断し、次のような場合が想定される。

　　・被害を受けた児童生徒が、自殺を企図した場合

・被害を受けた児童生徒が、身体に重大な被害を負った場合

・被害を受けた児童生徒が、金品等を奪い取られるなど重大な被害を被った場合

・被害を受けた児童生徒が、精神疾患等を発症した場合

・年間３０日程度以上の欠席、及び、連続して欠席することを余儀なくされている場合

1. 重大事態への対応

・校長が重大事態の発生と判断した場合は、被害を受けた児童生徒の保護を最優先に行うとともに、青森県教育委員会に迅速に報告する。

・関係者を招集し、「いじめ防止対策委員会」で対応を協議する。状況に応じて青森県教育委員会と連携し、必要に応じて県の委嘱する弁護士等とも連携する。

・青森県教育委員会の判断により、いじめ防止対策推進法第２８条に基づく調査を実施する組織を設置する場合は、その調査に協力し、事実関係を明確にする。

・調査結果を踏まえ、被害を受けた児童生徒及びその保護者に、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際は、個人情報の保護に関する法律等を遵守する。

・事案によっては、マスコミ対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

**８　その他**

本校は、高等部を中心に電車やバスを利用して通学する生徒の割合が多いため、通学途中でトラブルに巻き込まれることも予想される。そのため、問題発生時に早期対応ができるよう、交通機関、通学途中に児童生徒と接触がある学校、駅やバス停周辺地域、地域警察署等の関係先と連携し、定期的に通学指導を行う。

平成３０年３月２６日　改訂